

武石委員長 | ただいまから、議会運営委員会を開く。
梶原委員が所用のため欠席しており、かわりの委員外議員として依光議員の出席を求めているので御了承願う。
本日は、議案の付託等について御協議願うため、お集まりいただいた。
それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 議案の付託について

武石委員長 | まず、1ページの資料1、議案の付託についてである。知事提出議案87件を、お手元にお配りしてある議案付託表のとおり、本日の質問終了後、所管の常任委員会に付託することとしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 | それでは、さよう決する。

2. 会議規則及び委員会条例の改正について

武石委員長 | 次に、7ページの資料2、会議規則及び委員会条例の改正についてである。
この件については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会の委員長の職が廃止され、教育長が教育委員会を代表することとなることに伴い、必要な改正をしようとするものである。
このことについて、正副委員長案を作成してあるので、事務局から説明させる。

(楠瀬議事課長、説明)

武石委員長 | 御意見があればどうぞ。

(なし)

武石委員長 | それでは、正副委員長案のとおり、高知県議会会議規則の一部を改正する規則議案及び高知県議会委員会条例の一部を改正する条例議案を議運の委員の連名で議案として、開会日の本会議に提出することで御異議ないか。

(異議なし)

武石委員長 | それでは、さよう決する。
また、この議事手続については、閉会日の議運で改めてお諮りすることとする。

3. その他

(1) 意見書・決議案の提出期限

武石委員長 | 次に、その他である。
会派提出の意見書・決議案の提出期限であるが、提出される場合は、本日の本会議終了後1時間以内に事務局に提出されるよう御協力願う。

(2) その他

武石委員長 | その他で何かないか。

(な し)

武石委員長

それでは、協議事項は以上である。
次回の議運は、特別の事情がなければ、3月10日火曜日午前9時から開催する。協議事項は、意見書・決議案の送付先等についてである。
本日の本会議の開会時刻は、午前10時でよろしいか。

(異議なし)

武石委員長

それでは、本会議の開会時刻は午前10時をめどとする。
以上で、本日の議会運営委員会を終わる。